

九十九里地域水道企業団公告

一般競争入札（事後審査型）の実施について

地方自治法施行令第167条の6の規定により一般競争入札を次のとおり実施します。

令和7年3月5日

九十九里地域水道企業団
企業長 鹿間 陸郎

1 一般競争に付する事項

- (1) 業 務 名 長柄浄水場構内電話設備保守点検業務委託
- (2) 業 務 場 所 長生郡長柄町山之郷483番地27
市原市古都辺591番地3
市原市古都辺603番地
- (3) 一般競争入札 郵便入札・事後審査方式
- (4) 業 務 期 間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (5) 業 務 の 概 要
 - ア 目的
本業務は、長柄浄水場及び取水場に設置してある電話設備の機能維持を図るため、定期的に技術員を派遣し点検を行うものである。
 - イ 概要
別添長柄浄水場構内電話設備保守点検業務委託仕様書のとおり
- (6) 予 定 価 格 落札決定後公表
- (7) 最低制限価格 無
- (8) 入 札 保 証 金 免除
- (9) 契 約 保 証 金 無
- (10) 業 務 費 内 訳 書 対象としない
- (11) 入札書記載金額 月当り（入札金額には、消費税及び地方消費税相当額は含めないものとする。）
- (12) 支 払 方 法 月払い

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本業務の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりです。

- (1) 本業務の公告日前に効力を有する令和6・7・8年度九十九里地域水道企業団建設工事等資格者名簿「物品・委託用」に登載されているもののうち、(大分類)38・機器保守、(中分類)2・通信機器保守について希望の登録がある者。
- (2) 本業務の公告日から本業務の開札の日までの間に、九十九里地域水道企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていない者。
- (3) 本業務の公告日前に千葉県・東京都・神奈川県・埼玉県・茨城県に本店又は支店等(契約の締結及び履行に関する一切の権限を受けている者を置く。)がある者。
- (4) 公告日から起算して過去10年間において、国又は地方公共団体における電話設備保守点検業務を元請として履行した実績を有している者。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務の開札日前6か月以内に手形・小切手を不渡りした者。
 - イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定が本業務の公告日までにされていない者。
 - ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定が本業務の公告日までにされていない者。

3 開札の場所及び日時

- (1) 場 所 九十九里地域水道企業団第2会議室
東金市東金769番地2
- (2) 日 時 令和7年3月24日(月) 午前・~~午後~~ 11時30分

4 設計図書の閲覧方法

原則として、企業団ホームページからのダウンロード又は、企業団窓口での閲覧となります。

5 入札書の郵送方法

- (1) 郵送方法 一般書留又は簡易書留
- (2) 到着期限 令和7年3月21日(金) 午後5時必着
- (3) 送付先 〒283-0802

東金市東金769番地2

九十九里地域水道企業団 総務課 管財班行

ア 郵送は外封筒(角形2号程度)及び中封筒(長形3号程度)の2重封筒としてください。

外封筒には入札書を同封した中封筒、誓約書、入札参加資格確認申請書、業務費内訳書(指定された場合)を入れて封かん(同封されていない場合は入札無効となります。)し、封筒の表面に次の事項を必ず記載してください。

(ア) 指定した郵送先

(イ) 入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書、業務費内訳書(指定された場合) 在中の旨

(ウ) 公告した業務名

(エ) 公告した業務場所

(オ) 開札日

(カ) 入札者の商号又は名称

イ 中封筒には入札書を入れて封かん及び代表者印により3箇所封印し、封筒の表面に次の事項を必ず記載してください。

(ア) 入札書在中の旨

(イ) 公告した業務名

(ウ) 公告した業務場所

(エ) 開札日

(オ) 入札者の商号又は名称

ウ 入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書の各々の様式については、企業団ホームページ掲載の入札情報・入札様式よりダウンロードし作成してください。

エ 入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書、業務費内訳書(指定された場合)等の書類の日付については、開札日の記入をお願いします。

オ 開札日が同日であっても、外封筒及び入札書は公告ごとに作成してください。封筒の封は糊付けをお願いします。

6 業務費内訳書の提出

(1) 入札参加者は、業務費内訳書の提出を求められている場合は、業務費内訳書が同封されていない入札書は無効となります。また、次の各号に該当する場合も、入札が無効となるので留意してください。

ア 入札書の記載金額と業務費内訳書の積算金額が相違する場合。

イ 業務費内訳書に業務名、業務場所の記載がない場合。

ウ 業務費内訳書に入札者の商号又は名称がなく、押印が欠けている場合。

エ 入札公告で示した設計書（金抜設計書）のうち本業務内訳書及び内訳書に記載された項目が欠けている場合。

(2) 業務費内訳書は次のどちらかの様式により作成してください。

ア 入札公告で示した設計書（金抜設計書）のうち、本業務内訳書及び内訳書に金額を記載したもの。

イ アと同一の項目が含まれた任意の様式により作成したもの。

7 入札回数

入札の回数は3回とする。

8 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問がある場合は、書面でFAX等により提出してください。

(1) 提出期限 令和7年3月10日（月）午後5時まで

(2) 提出先 九十九里地域水道企業団 総務課 管財班

TEL 0475-54-0631

FAX 0475-54-2068

(3) 回答 質問に対する回答は令和7年3月13日（木）にホームページに掲載します。

9 入札の執行

到着期限までに到着した入札書が1通の場合でも、当該入札は執行します。

10 開札の立会

開札の立会については任意ですので、必ず参加しなければならないものではありません。

ただし、参加しなかった場合は再度入札を行うことはできません。

代理人をもって参加する場合は委任状の提出をお願いします。

11 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設定した場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

以下低い価格で入札した者から順次落札候補者として資格審査を行い、後日落札者を決定し、連絡いたします。

- (2) 予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、再度入札を行うものとする。

ただし、初回の入札で無効となった者は、再度入札には参加できない。

- (3) 再度入札においては、入札書を封筒に入れずに提出することができるものとする。

- (4) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者としての順位を決定する。

なお、くじを引かない者があるときは、これに代わり入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 再度入札において落札候補者がいない場合は、当企業団物品等契約事務取扱要綱第14条第1項の規定によるものとする。

12 落札候補者となった場合提出する書類

落札候補者は速やかに次の書類を提出するものとする。

- (1) 業務実績の確認書類として、業務名・発注機関名・契約金額及び業務概要等が確認できるもの。

13 その他

- (1) 上記のほか、入札公告及び入札の概要を熟知し、入札書を郵送してください。

- (2) 入札書を投函する前に、再度必ず確認してください。

- (3) 開札日には、再度の入札に備え予備の入札書を持参してください。

- (4) 入札書到達の有無等の問い合わせには、一切対応しません。

- (5) 入札参加者は、ホームページ掲載の入札情報の入札約款を熟読し、遵守してください。

長柄浄水場構内電話設備
保守点検業務委託

仕 様 書

九十九里地域水道企業団

1 目的

本仕様書は、長柄浄水場及び取水場に設置してある電話設備の機能維持を図るため、計画的に技術員を派遣し適切な点検整備を行うための必要事項を定めるものである。

2 業務場所

長生郡長柄町山之郷 4 8 3 番地 2 7
市原市古都辺 5 9 1 番地 3
市原市古都辺 6 0 3 番地

3 業務期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

4 対象設備機器

(1) 長柄浄水場

ア MX 電子交換機 1 台
イ 多機能電話機 1 6 台
ウ 一般電話機 4 3 台

(2) 長柄取水場 (I)

ア MX 電子交換機 1 台
イ NT-4 S ゲートウェイ 2 台
ウ メディアコンバーター 2 台
エ 多機能電話機 8 台

(3) 長柄取水場 (II)

ア MX 電子交換機 1 台
イ NT-4 S ゲートウェイ 2 台
ウ メディアコンバーター 2 台
エ 多機能電話機 6 台

5 定期点検 (月 1 回巡回)

保守点検は、構内交換設備技術基準その他関係法規に準拠し行うこと。

また、保守点検に伴う東日本電信電話株式会社等関係機関への手続き及び検査等は受注者が代行すること。

6 故障対策

非常障害等の不測の事故が発生した時は、速やかに技術員を派遣して、最善の手段で対処すること。

7 部品の交換

保守点検作業に伴う軽微な部品交換等については、原則として受注者負担とする。

8 その他

疑義が生じた場合は、双方の協議による。